

## 集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>第1～第8（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 機構は、当分の間、生産局長の承認を受けて、第5の2の（1）に掲げる方法のほか、過剰米対策資金を預託により管理することができる。</p> <p>3 機構は、平成26年度においては、生産局長の承認を受けて、過剰米対策資金を第5の2の（4）に定める用途のほかに、平成25年産米を飼料用等に供する対策及び平成26年産米の売り急ぎ防止支援事業の実施に要する事務費及び管理費等に充てることができるものとする。</p> <p>4 <u>平成31年度</u>においては、第4にかかわらず、第3の1の事業は実施しない。</p> | <p>第1～第8（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>2 機構は、当分の間、生産局長の承認を受けて、第5の2の（1）に掲げる方法のほか、過剰米対策資金を預託により管理することができる。</p> <p>3 機構は、平成26年度においては、生産局長の承認を受けて、過剰米対策資金を第5の2の（4）に定める用途のほかに、平成25年産米を飼料用等に供する対策及び平成26年産米の売り急ぎ防止支援事業の実施に要する事務費及び管理費等に充てることができるものとする。</p> <p>4 <u>平成30年度</u>においては、第4にかかわらず、第3の1の事業は実施しない。</p> |